

公立学校教員の長時間労働是正を求める意見書の提出について

別紙、意見書を関係方面に提出されたく、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和6年10月11日

伊丹市議会議長

戸田 龍起 様

提 出 者

伊丹市議会議員 公明党 篠原 光宏

伊丹市議会議員 新政会 杉 一

伊丹市議会議員 伊丹維新の会 齊藤 真治

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 山藺 有理

伊丹市議会議員 創政会 川井田 清香

伊丹市議会議員 日本共産党伊丹市議会議員団 服部 好廣

伊丹市議会議員 高塚 伴子

公立学校教員の長時間労働是正を求める意見書（案）

今、公立学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気による休職者や早期退職者等の増加で深刻な教員不足におちいつている。このままでは公教育が持続できなくなる。この問題を解決するためには、教員の勤務環境の改善、特に長時間労働の是正が必要である。

今年４月には、法律によって建設業や運輸業等にも超過勤務時間の制限が課された。しかし、教員については制限のない状態が続いている。

このような状態を改善するためには、教員の業務軽減につながる具体的な施策が必要である。

国においては、持続可能な公教育と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、以下の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 担任の業務を支援している不登校対策支援員や介助員等に対して財政支援を行うこと。
2. 教員の休日勤務削減につながる「部活動の地域移行」関連予算を増額すること。
3. 調整手当の増額などで教員の処遇改善につとめること。
4. 教員の勤務実態調査の精確性を高めつつ継続し、問題点に対して必要な措置を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１０月１１日

伊丹市議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣